

○東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例

平成12年3月31日

条例第32号

東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第5項に規定する要介護者等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者及びその家族の福祉の増進を図るため、東海市立デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）を設置する。

2 デイサービスセンターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(開館時間)

第3条 デイサービスセンターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日において臨時に開館し、同項の休館日以外の日において臨時に休館することができる。

(業務)

第5条 デイサービスセンターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第8条第7項に規定する入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の世話及び機能訓練（以下「通所介護サービス」という。）

(2) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する日常生活上の支援又は機能訓練（以下「第1号通所サービス」という。）

(3) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜の供与（以下「生活介護サービス」という。）

(利用者の範囲)

第6条 デイサービスセンターを利用することができる者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 通所介護サービスに係る利用 次に掲げる者

ア 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者

イ アに掲げる者のほか、緊急その他やむを得ない理由により市長が通所介護サービスの実施を必要と認める者

(2) 第1号通所サービスに係る利用 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

(3) 生活介護サービスに係る利用 次に掲げる者

ア 障害者総合支援法第5条第23項に規定する支給決定障害者等のうち、同条第7項に規定する生活介護に係る障害者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けたもの

イ アに掲げる者のほか、緊急その他やむを得ない理由により市長が生活介護サービスの実施を必要と認める者

(利用の許可)

第7条 デイサービスセンターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、デイサービスセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 前号のほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、デイサービスセンターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに同条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第10条 市長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(1) 通所介護サービスに係る利用 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第1号通所サービスに係る利用 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(3) 生活介護サービスに係る利用 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、デイサービスセンターの管理を法人その他の団体であって東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東海市条例第15号）の定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 利用の許可、許可の取消し等に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 通所介護サービス、第1号通所サービス及び生活介護サービスの実施に関すること。

(4) その他デイサービスセンターの管理に関し、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従って、デイサービスセンターの管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条、第4条第2項、第6条から第8条まで及び第10条の規定の適用については、第3条及び第4条第2項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条から第8条まで及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第14条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者にデイサービスセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、第11条の使用料の額に相当する額とする。

3 第11条の規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる利用料金について準用する。この場合において、同条中「次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号」とあるのは「第14条第2項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第17号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前の東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により受けた同日以後の利用に係る利用の許可は、第2条の規定による改正後の東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第7条第1項（第13条第4項の規定が適用される場

合にあつては、同項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により受けた利用の許可とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則 (平成18年条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第39号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第9号) 抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第19号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第7号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第9号)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年条例第23号)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前の地域活動支援サービスに係る利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例(平成9年東海市条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表(第2条関係)

名称	位置
東海市立加木屋デイサービスセンター	東海市加木屋町南鹿持27番地の1

